

みんなの文化財図鑑

史跡・名勝編



みんなの
文化財図鑑

史跡・名勝編

沖縄県教育委員会

みんなの 文化財図鑑

史跡・名勝編



おきなわの文化財にふれてみよう!

沖縄県教育委員会

みんなの 文化財図鑑

史跡・名勝 編

まえがき

沖縄は、亜熱帯海洋性気候に属する地域で、美しい自然や風土にめぐまれ、その地理的特性を生かして、古くから中国、日本本土、朝鮮や東南アジアなどと盛んに交流を行ってきました。このような地理的・歴史的背景から、わが県にはわれわれの祖先がつくりあげてきた国際色豊かな多くの文化財が残されています。

現在、国指定文化財（国登録文化財等含む）が 276 件、県指定文化財（選択文化財等含む）が 271 件、市町村指定文化財（市町村登録文化財含む）が 974 件の合計 1,521 件を数える文化財が県内各地にあります。

これらの文化財は、沖縄にとって歴史上・芸術上・学術上価値の高いものであり、県民のかけがえのない共有財産として大切に保存し、後世に伝えていかなければなりません。

そのためにはまず、県内にはどのような文化財があるのかを知る必要があります。そして、県民ひとりひとりが文化財を知ることによって、文化財に対する共通の理解と認識が高まり、文化財を大切に心が芽生えるものと考えます。

本書は、沖縄の歴史文化の証跡となる文化財について最新情報を加えて国指定（国登録記念物〔遺跡関係・名勝地関係〕を含む）や県指定の史跡・名勝を紹介しています。

史跡とは、「わが国（並びに沖縄県）の歴史の正しい理解のために欠くことができず、学術的価値のあるもの」で、国指定は首里城跡等、県指定は首里金城町石畳等が挙げられます。一方、名勝とは、「わが国（並びに沖縄県）のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なものや芸術性あるいは学術的価値が高いもの」で、国指定は識名園等、県指定では宜野湾市森の川等が挙げられます。

本書によって、一人でも多くの方が県内の文化財に対する理解と親しみを深めて頂ければ幸いです。

平成 30 年 3 月
沖縄県教育委員会
教育長 平敷昭人

目次 Contents

まえがき	-----	3
I. 史跡・名勝		
概要	-----	9
沖縄本島北部及び周辺離島の文化財	----	11
沖縄本島中部及び周辺離島の文化財	----	39
沖縄本島南部及び周辺離島の文化財	----	67
宮古諸島の文化財	-----	113
八重山諸島の文化財	-----	131
広域指定の文化財	-----	155





II. 資料


指定文化財一覧表 - - - 170
 歴史年表・考古編年表 .. 174
 用語集 . - - - - - 176
 索引 . - - - - - 180
 文化財体系図 - - - - - 184
 あとがき . - - - - - 186

地域別文化財一覧

(平成30年3月現在)

地域	特別・国指定			登録記念物		県指定		計
	特別名勝	史跡	名勝	遺跡関係	名勝地関係	史跡	名勝	
沖縄県北部及び周辺離島	0	6	0	0	0	14	4	24
沖縄県中部及び周辺離島	0	14	0	1	0	6	2	23
沖縄県南部及び周辺離島	1	15	4	1	0	16	2	39
宮古諸島	0	1	3	0	1	9	0	14
八重山諸島	0	3	5	0	2	9	1	20
広域指定	0	1	1	0	0	0	0	2
合計	1	40	13	2	3	54	9	122

はん れい 凡例

1. この本は、国と県が指定した文化財（国登録記念物〔遺跡関係・名勝地関係〕を含む）のうち、史跡・名勝について、写真と文化財について解説し、国・県指定文化財（史跡・名勝）、国登録記念物（遺跡関係・名勝地関係）の一覧表を平成30年3月現在で収録したものです。
2. 写真と文化財について解説したページ（以下「本文」）は、原則として①国指定文化財（史跡・名勝）、②国登録記念物、③県指定文化財（史跡・名勝）の順で史跡・名勝の所在する市町村別にまとめ、さらに地域別にまとめています。ただし、広域で指定されているものに関しては別ページでまとめました。
3. 本文は、指定区分、指定名称、指定物件の写真及び解説で構成しています。
4. 指定区分は、国指定史跡、国指定名勝、国登録記念物、県指定史跡、県指定名勝の5つに分け、その中で世界遺産には  を付けました。
5. 指定名称のふりがなは以下の要領で付けました。
 - (1) ふりがなは一般的な呼称です。
 - (2) 世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に登録されている5つのグスクは、登録時のふりがなを用いて、城跡を「じょうあと」と表記しました。
 - (3) 国指定、県指定の各史跡一覧にある城跡は「じょうせき」で統一しています⁽¹⁾。ただし、「山田城跡」は「やまだぐすくあと」と表記しています⁽²⁾。
6. 用字・用語については、常用漢字の使用を原則としましたが、文化財の表現上やむを得ないものについては例外としました。
7. 本文中のふりがなは、一般的に周知された地名などを除き、方音（方言による発音）によるものはカタカナ表記としました。
8. 本文中に出てくる年号は西暦を基本とし、() の中に中国年号（近世琉球まで）及び日本年号（近代から）を表記しました。ただし、近代以前でも一部、琉球年号や日本年号を使用した史書を出典とするものに関しては、琉球年号や日本年号を用いて表記しています。
9. 「*」が付いている単語は、176～179ページの用語集（50音順）に解説が掲載されています。

(1) 沖縄県教育庁文化課編『沖縄県文化財調査報告書第53集 ぐすくグスク分布調査報告（1）－沖縄本島及び周辺離島－』（1983年、沖縄県教育委員会）の例言より。

(2) 恩納村教育委員会編『国指定史跡 山田城跡保存管理計画策定報告書』（2012年、恩納村教育委員会）の例言より。

史跡・名勝の概要

史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、国または県・市町村にとって歴史上または学術上価値が高く、法や条例に基づいて指定されたものです。一方名勝とは、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で国または県・市町村にとって芸術上または鑑賞上価値が高く、法や条例に基づいて指定されたものです。そして、国登録記念物とは、指定された文化財以外でもその価値が認められ、保存や活用が特に必要とされるものです。

県内では、戦前、識名園が古社寺保存法によって、1941（昭和16）年12月13日に国の名勝に指定されていましたが、戦争でその大半が破壊されました。戦後、日本より4年遅れて1954（昭和29）年から琉球政府の法に基づく文化財保護の活動が始まりました。琉球政府のもとで指定された史跡・名勝・埋蔵文化財（埋蔵文化財の指定は琉球政府の時だけで、復帰後は史跡に含まれる。）は、特別史跡・史跡・名勝・埋蔵文化財の種別に分けられ、1955（昭和30）年の北山城跡（現在、今帰仁城跡）・斎場御嶽などにはじまり復帰前までに延べ71件が指定されました。そして、1972（昭和47）年5月15日（復帰の日）に、その中から史跡として首里城跡をはじめ18件、名勝として宮良殿内庭園の1件の合計19件が国指定になりました。その後、未指定から新たに国や県指定になったものや、県・市町村指定から国指定になったもの、さらに国登録記念物も加わりました。

このような状況の中で、沖縄県内の史跡・名勝・国登録記念物は、2018（平成30）年3月現在、史跡が国指定40件、県指定54件、名勝が特別名勝1件、国指定13件、県指定9件、国登録記念物5件の合計122件となっています。

また、2000（平成12）年12月2日にオーストラリアのケアンズで開催された第24回ユネスコ世界遺産委員会総会で、今帰仁城跡・座喜味城跡・勝連城跡・中城城跡・首里城跡のグスクと、園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園・斎場御嶽の関連遺産を合わせた9資産が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産リストに登録されました。

これらの指定された史跡・名勝は、沖縄県の歴史や文化を知る上でとても大切なものであり、子々孫々に伝えるべきものです。しかし、本県は戦争によって多くの貴重な文化財を失い、また開発行為などに伴って、未指定の文化財や埋蔵文化財の一部破壊もみられ、残された文化財の保存に努力する必要があります。

史跡・名勝を含めた文化財の保護について、国は文化財保護法、県・市町村は文化財保護条例を制定し、それぞれ貴重な文化財を指定することで、保護と保存を図っています。

